

安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務仕様書

1 目的

地域包括支援センター業務を統括・管理するとともに、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付マネジメント等が円滑に進み、介護予防効果が達成されるよう支援するためのシステムを構築する。

2 業務内容

地域包括支援センターが実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理、及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター支援システム）構築業務。

3 対象データの目安

高齢者人口（地域支援事業対象者）	： 10,424 人（2026 年 3 月末）
予防給付対象者	： 644 人（2026 年 3 月末）

4 基本要件

- （1）パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。
- （2）理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理等の仕組みを備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出ができる機能を備えるなど、汎用性が高いこと。
- （3）地域包括支援センターの業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- （4）地域包括支援センター支援システムを構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- （5）機器及びソフトウェアの導入にあたり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- （6）制度改正等により内容の変更が発生した場合には、別途費用をかけることなく保守の範囲内で対応すること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。
- （7）受託業者は地域包括支援センターから CSV 形式でのデータ出力を依頼された場合はその都度システム内に蓄積された、利用者基本情報、相談記録、支援経過記録、利用票提供票、アセスメント、ケアプラン、その他提供可能なデータを CSV 形式で出力し、無償でそのデータを依頼日から 1 週間以内に提供すること。

5 システム及びネットワークの構成

（1）システム

新規サーバー 1 台、新規クライアント端末 11 台、新規プリンター 1 台によるシステム利用とする。

（2）ネットワーク

安芸高田市地域包括支援センターが既存システムで使用しているネットワーク環境を利用する

こと。地域包括支援センターのクライアント端末から入力されたデータは、サーバーへリアルタイムで反映・処理を行うネットワーク集中管理型の構成とする。なお、本ネットワークは情報セキュリティ確保のため、外部インターネットから論理的または物理的に分離された環境を利用する前提としている。

(3) その他

各種設定については、地域包括支援センターと協議の上行うこと。セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンター印刷テストを行うこと。

6 機器構成・設置場所・動作環境

(1) 機器構成

新規サーバー、その他新規調達機器及びソフトウェアを設置しシステムが利用できる環境を構築すること。ハードウェア及びソフトウェア調達の仕様は(別表1)に記載する。本稼働開始を2027年3月1日とするため、契約締結日から2027年2月28日までにシステム、機器の納入及び操作研修を完了すること。

(2) 設置場所

サーバー及び周辺機器	: 安芸高田市地域包括支援センター
クライアント端末	: 安芸高田市地域包括支援センター

(3) 動作環境

クライアント端末機に、特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。サーバー、システム利用端末、プリンター等のセットアップを行うこと。

7 機能要件

(1) 機能要件の詳細

本システムが備えるべき機能の詳細については、別紙3「システム機能要件仕様書」のとおりとする。提案にあたっては、同表に記載された各機能の可否を回答すること。

なお、本システムの円滑な運用に資する機能等については積極的に提案すること。その際、当該機能に係る費用は見積書に含めるものとする。

(2) 総合的な相談の受付から対応内容の記録までシステム内で管理でき情報共有が図れること。また、各相談に関する情報に複数の集計区分を設け集計表が出力できること。

(3) 高齢者虐待管理の受付から協議票、アセスメント等の登録が可能なこと。

(4) 総合相談問い合わせ画面で、高齢者虐待で登録した情報が管理でき、画面上で総合相談と区別して表示されること。

(5) 基本情報、支援計画表入力画面については初めてシステムを操作する職員でも簡単に入力できるよう、帳票をイメージした画面構成であること。

8 機能強化・法改正対応

(1) システムの機能維持に必要なバージョンアップ及び介護保険法等の法改正(3年に一度の制度改正及び報酬改定を含む)への対応については、原則として全て保守業務の範囲内とし、追加費用

を要することなく必要なプログラム改修及び適用作業を行うこと。また、本番環境へのプログラム適用作業についても受託者側で行うこととし、これらに係る作業費は保守委託料に含むものとする。あわせて、業務に精通した技術者（SE 等）が、法改正の内容及びシステム操作の変更点等について、十分な情報提供及びサポートを行うこと。ただし、今後予定されている「介護情報基盤（仮称）」や「全国医療情報プラットフォーム」への接続など、従来の介護保険法改正等の枠組みを超える大規模なシステム改修や、新たな連携機能の実装を要するものについては、その費用負担や実施時期について別途協議を行うものとする。

- （２）バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国の利用者の意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- （３）地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）と居宅介護支援事業所、サービス事業所間におけるケアプラン等のデータ連携において、厚生労働省が推進する「ケアプランデータ連携システム」の標準仕様に準拠し、円滑なデータ連携（CSV 入出力等）が可能であること。

9 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては安芸高田市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- （１）システム操作時のセキュリティ対策

- ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
- イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
- ウ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。
- エ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
- オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。

- （２）ウイルス対策

地域包括支援センターに関するサーバー及び新規クライアント端末にはウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ対策を行うこと。

10 データ移行

- （１）データ移行の方法、時期については本センターと十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、本市及び本センターの承認を得ること。なお、本稼働開始を 2027 年 3 月 1 日とするため、契約締結日から 2027 年 2 月 28 日までにデータ移行を完了すること。
- （２）データ移行に関しては、現行システムから出力したデータを CSV 形式により提供することを想定している。本センターが提供するデータを、受託業者において変換し、システムに移行すること。移行範囲については発注者と受託業者間で協議し決定する。
- （３）利用票については 2027 年 2 月提供分の情報を紙もしくは PDF で提供する。受託業者においてデータパンチ等で 2026 年 3 月の国保連請求が行えるようデータの整備を行うこと。
- （４）データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。

- (5) 移行データに関するトラブルが発生した場合は、本市担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるように最善の努力をすること。
- (6) 本稼働までに要求機能について実装確認を行い、スムーズな稼働を行えるようにすること。

1 1 保守・サポート体制

システムについては、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

(1) サービス要件

① 問い合わせ対応サービス

- a. 本業務システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。
- b. 受付方法は、電話及び電子メールとする。
- c. 窓口の対応時間は、原則、平日の 8 時 30 分から 17 時 30 分とする。また、国保連請求締日前の土曜日（祝日除く）も電話による対応が実施できる体制がとれること。

② システム管理サービス

- a. 本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェアの構成情報、設定情報等について管理を行うこと。
- b. システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、地域包括支援センターに提出すること。

③ セキュリティサービス

本業務システムを構成するソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について、システム運用に影響を及ぼすような障害が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施すること。

④ 障害対応サービス

- a. 本業務システムにおいて障害が発生した場合は、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに関わらず速やかに復旧させること。
- b. 地域包括支援センターより障害発生連絡を受けた場合、速やかに障害復旧作業に着手すること。

⑤ パッケージシステム保守サービス

法制度改正対応ソフトウェア（プログラム）の適用に必要な期間について地域包括支援センターへ提示し、当該対応ソフトウェアの適用作業を実施すること。

1 2 操作研修

- (1) 地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった等、地域包括支援センターから依頼があった場合はその都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、地域包括支援センターに提供すること。

13 再委託

- (1) 本調達による業務の一部を再委託する場合、再委託範囲及び再委託先を提案書に明記し、本市の承認を得ること。
- (2) 再委託先に問題が生じた場合は 受注者の責任において速やかに解決すること。

14 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、地域包括支援センターと協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。
- (4) 仕様書の内容について、地域包括支援センターの指示又は設備上、重大な問題が発生した場合は協議の上、変更可能とする。

(別表1) 新規調達の仕様

機器については、次の要件を満たし、システムが5年間安定稼働できるものを提案すること。

項番	カテゴリ	詳細	数量
1	システムサーバー	① タワー型 ② OS：WindowsServer®2022 Standard 以上 ③ CPU：Intel®Xeon® ④ メモリ：32GB 以上 ⑤ 記憶容量：SSD480GB×2 ※RAID1 構成を基準とする ⑥ 光学：DVD-ROM ドライブ ⑦ 当日訪問修理（5 年間 24 時間）	1
2	無停電電源装置	① タワー型 ② システムを構成するサーバーに対して十分な電源容量を有すること ③ システム構成サーバーのシャットダウン制御が正常に行えること ④ 5 年間センドバック保証	1
3	バックアップ装置	① 外付けハードディスク ② 記憶容量：2TB 以上 ③ 5 年間保証	1
4	クライアント端末	① ノート型 ② OS：Windows11 Pro 64bit ③ CPU：Intel®Core™i5 以上 ④ メモリ：8GB 以上 ⑤ 記憶容量：SSD256GB 以上 ⑥ Office：Microsoft LTSC Standard 2024 ⑦ ディスプレイサイズ：15.6 型 ⑧ テンキー付きキーボード、U S B 光センサーマウス ⑨ 翌営業日以降訪問修理 5 年	11
5	モノクロレーザープリンタ	① 用紙サイズ：A3 対応 ② LAN：イーサネット（1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T） ③ 5 年間保証（定期交換部品含まない）	1
6	ソフトウェア	①地域包括支援センター支援システム (別紙 3_システム機能要件仕様書を満たすこと)	1
7	ソフトウェア	①ウイルス対策ソフト（サーバー1 台、新規 PC11 台）	12
8	その他	システム稼働に必要なミドルウェア及びライセンス等	